

広島県水道広域連合企業団管理規程第39号

広島県水道広域連合企業団公用車管理規程を次のように定める。

令和5年3月31日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

広島県水道広域連合企業団公用車管理規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公用自動車（以下「公用車」という。）の適正な管理を行い、もってその供用の効率化及び経費の節減、安全な運転の確保を目的とする。

(管理)

第2条 公用車の管理については、別段の定めがあるものを除くほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公用自動車 広島県水道広域連合企業団が管理する自動車及び原動機付自転車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項に規定する自動車及び原動機付自転車をいう。）をいう。
- (2) 機関 広島県水道広域連合企業団組織規程（令和4年広島県水道広域連合企業団管理規程第2号）第4条及び第6条に規定する機関をいう。

(公用車の所属)

第4条 公用車の所属は、当該公用車を管理する機関とする。

(管理の原則)

第5条 公用車は、いつでも使用できるように常に整備し、使用しないときは、所定の場所に格納しておかなければならない。

(公用車の管理に関する事務)

第6条 公用車の管理及び管理に関する事務は、当該公用車を管理する機関の長（以下「管理機関の長」という。）が行うものとする。

(公用自動車台帳の保管)

第7条 管理機関の長は、別記様式第1号による公用自動車台帳を備え、これを整理保存しなければならない。

(公用車の点検整備)

第8条 公用車の使用を命じられた職員（以下「使用職員」という。）は、その使用する公用車について、使用前に日常点検を行い、異常を認めたときは、その旨を管理機関の長に報告しなければならない。使用中又は使用終了後に異常を認めた場合も同様とする。

2 前項に定めるもののほか、公用車の点検整備については、別に企業長が定める。

(運転日誌の記録)

第9条 使用職員は、運転日誌に、その使用した公用車に係る運転状況等を記録しなければならない。

(公用車の使用の原則)

第10条 公用車は、次の各号に掲げる場合に限り使用することができる。

- (1) 職員が公務に従事するため必要があるとき。
- (2) 来客の用に供する場合において、特に必要があるとき。
- (3) その他特にその管理機関の長が必要と認めたとき。

(公用車の使用)

第11条 公用車の使用について、その管理機関の長は、それぞれ適正な運営を期し、使用状況を明らかにしなければならない。

(公用車に事故が発生したときの報告)

第12条 公用車について事故が発生したときは、管理機関の長は、直ちにその状況を企業長に報告しなければならない。

(委任)

第13条 この規程に定めるもののほか、公用車の管理に関し必要な事項は企業長が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別記様式第 1 号（第 7 条関係）

所 属 機 関 名					所有者の氏名又は名称					
所 属 機 関 の 所 在 地					保 管 場 所 の 所 在 地					
登 録 番 号				車 両 重 量		Kg		車体検査の状況		
初 度 登 録 年 月				乗 車 定 員		人		検 査 年 月 日		
種 別				最 大 積 載 量		kg		検 査 有 効 間 検 査 番 号 検 期		
用 途				車 両 総 重 量		kg		年 月 日 から 年 月 日まで		
車 体 の 形 状				車 両 寸 法	長 さ		cm		年 月 日 から 年 月 日まで	
車 名					幅		cm		年 月 日 から 年 月 日まで	
型 式					高 さ		cm		年 月 日 から 年 月 日まで	
購 入	年 月 日			原 動 機	型 式				年 月 日 から 年 月 日まで	
	価 格				総 排 気 量		L		年 月 日 から 年 月 日まで	
	納 入 者				車 台 番 号				自 賠 責 保 険 納 付 年 月 日	
借 用	年 月 日			燃 料 の 種 類						
	借 用 期 間			廃 車 年 月 日						
	貸 主			そ の 他						
	借 料									
所 管 換 え 等 の 年 月 日										
使 用 開 始 年 月 日										

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。